

1 開催日 平成 26 年 6 月 25 日（水）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 32 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 33 号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 34 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 35 号 平成 26 年度教育委員会事務の点検・評価について

4 報告

○第 444 回市議会定例会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○平成 26 年 6 月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

○平成 27 年度学校給食調理業務民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智子
	2 番委員	山本 和正
	3 番委員	西森 やよい
	4 番委員	野並 誠二
	5 番教育長	松原 和廣
(2) 事務局	教育次長	土居 英一
	教育次長	森田 洋介
	教育政策課長	高岡 幸史
	教育政策課教育企画監	和田 広信
	教育環境支援課長	森 一正
	生涯学習課長（参事）	吉野 晴喜
	市民図書館長（参事）	貞廣 岳士
	民権・文化財課長（参事）	筒井 秀一
	教育政策課長補佐	宮田 小町
	教育政策課総務担当係長	吉本 忠邦
	教育政策課主任	横田 由紀子

1 平成 26 年 6 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分 (たかじょう庁舎 5 階北会議室)

2 議事内容

開会 午後 1 時 30 分

谷委員長

それでは、ただいまから、第 1132 回高知市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、山本委員お願いいたします。

それでは、議案審議に移ります。

日程第 2 市教委第 32 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」をお諮りするものであります。

趣旨といたしましては、委員委嘱予定者に辞退者が出たため、改めようとするものでございます。これまで委員をお願いしておりました先生に、この間調整をしておりましたが、最終的に辞退されるというご意志が示されましたため、新たに 3 ページの名簿の 4 番でございますが、公益財団法人高知県文化財団高知県立歴史民俗資料館の学芸専門員の梅野光興先生を委員にお願いしたいという趣旨でございます。

高知市文化財保護条例の第 47 条に「教育委員会に高知市文化財保護審議会を置く。審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。」第 48 条に「審議会は、委員 15 人以内で組織する。」第 49 条に「委員の任期は、2 年とする。」としてございます。

従いまして今回の 3 ページの委員さんは、任期といたしましては、平成 28 年 5 月 31 日までとなります。

それで、この委員会は、専門分野別に 3 部会に分かれておりまして、下の方でございますが、この結果、第 1 部会の建造物、美術工芸、古文書の分野につきましては 6 名、第 2 部会の民俗につきましては、今回新任の梅野先生を含めまして 3 名、第 3 部会の史跡、名勝、天然記念物につきましては 5 名という構成となっております。なお、女性委員は、14 名中 2 名という状況でございます。以上です。

谷委員長

はい。この件に関して質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 32 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

異議なしと認めます。よって、市教委第 32 号は原案のとおり決しました。

次に日程第 3 市教委第 33 号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。

市民図書館の図書館協議会ということですが、これは図書館法に定められていて、図書館協議会を置くことができるということで、それに基づきまして、市民図書館条例の方で設置している協議会でございます。

委員が8人以内ということで、この図書館協議会は、図書館運営に関して諮問に応ずるとともに、意見を述べるができるという内容の協議会でございます。

今回の委員の任期満了に伴って、新たに委員の委嘱をしようとするものでございます。任期につきましては、平成26年7月1日から平成28年6月30日までの2年間でございます。委員は8人でございまして、新任の方のご説明をさせていただきます。

一番上の項番1番が、岡敦子さん。高知県の学校図書館協議会の会長で、旭小学校の校長先生をなさっている方でございます。項番7番、西尾敦子さん。この方は高知市青少年育成協議会の副幹事長をなさっている方でございます。項番8番、前野當子さん。元高知市の保育園長で、高知福祉専門学校で講師をなさっている方でございます。以上で説明を終わります。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見がないようですので、採決に移ります。

市教委第33号「高知市立市民図書館審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第33号は原案のとおり決しました。

次に、日程第4 市教委第34号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の吉野でございます。

社会教育法第15条に定めます社会教育委員の交代についてご説明させていただきます。

7ページをお開き下さい。今回、昨年7月7日から2年間の任期の途中であります高知市立西部中学校校長の黒瀬絹江さんと、高知さんさんテレビ株式会社技術局次長兼技術部長の小林一行さんを解職し、新たに高知市立旭中学校校長の田村誠さんと、高知さんさんテレビ株式会社の報道制作局次長の木下正章さんを委嘱するものです。

田村さんにつきましては、校長会からの推薦によるもの、また、木下さんにつきましては、会社の人事異動により委員の交代となっています。なお、新たな2名の方の任期につきましては、前任者の残任期間となりますことから、本議案の議決の日の翌日から平成27年7月6日までとなります。

8ページをお開き下さい。高知市社会教育委員の名簿でございます。定数21名以内ですが、18名。現在18名中、女性の方が5名でありますので、約28%の比率となっています。以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特にないようですので、採決に移ります。

市教委第34号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第34号は原案のとおり決しました。

次に日程第5 市教委第35号「平成26年度教育委員会の事務の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡でございます。別に配付しております平成26年度教育委員会事務の点検・評価についての資料の方をご覧くださいと思います。

まず、この制度の経過からご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成20年度から教育委員会は、所管する事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成の上、議会に提出し公表することが義務づけられております。

本市では、点検・評価の取組は、今年度で7年目となり、過去5年間の対象事業につきましては、資料の(2)の平成21年度の取組から、裏面になりますが、(6)の平成25年度の取組までとなっております。

また、この点検・評価につきましては、対象年度の事業について計画、実施、評価、見直しの点検サイクルで行われるわけですが、改善点を翌年度の施策に反映させるために、当年度の事務の管理、執行状況の点検、評価を行い、その結果に関する報告書を12月議会に報告することとしております。

次に今年度の対象事業は、裏面の2の平成26年度の取組をご覧くださいと思います。

対象事業としましては、今年度の重点的な事業で、かつ継続性のある事業と位置付けております4つの事業で実施をしたいと考えております。

なお、①、③、④につきましては、新規事業となっております。②につきましては、継続事業となっております。

それでは、個々の事業の説明を簡単にさせていただきたいと思います。

まず、「学力向上対策」についてでございます。学力向上対策につきましては、平成24年度から学力対策第二ステージの取組を進めており、平成25年度の全国学力・学習状況調査では、小学校では、全国トップレベルに迫り、中学校においても、改善傾向が進み、全国的にも本市の取組が注目されております。

しかしながら、中学校の目標を全国レベルとしており、まだ達成するまでには至っておりません。本年度は、学力向上対策として、学力を高めるという視点から、中学校学習習慣確立事業や、高知チャレンジ塾等を進めています。

また、学習の基盤を考えるとという視点では、保・幼・小連携において、人をつなぐ、組織をつなぐ、教育をつなぐを大切にしたい取組を進めています。

こうした総合的な学力対策を進めることで、課題の解決を目指し、持続可能な学力向上対策を構築いたします。

2点目としまして、「生徒指導の充実」についてでございます。

児童生徒が、安心、安全な学校生活を送るために、予防的、組織的な生徒指導の取組を更に進めていくとともに、いじめや、問題行動等への対応力の向上を図ってまいります。

その為に、今年度も生徒指導スーパーバイザー派遣事業の取組を継続いたします。また、高知市いじめ防止基本方針に基づく、市長部局、教育委員会及び各学校の取組を進めてまいります。

刑法犯少年対策としましては、今年度も全小学校での万引き防止集会、全中学校での自転車盗難防止教室を実施し、窃盗は犯罪であることを児童・生徒に理解させる取組を徹底いたします。

3点目としまして、「学校教育における情報化の推進」についてでございます。

情報教育、教科指導におけるICT活用・校務の情報化を推進することで、教育の質の向上を目指します。

学校教育における情報化の推進のためには、ICT環境の整備と教職員のICT活用指導力を向上させることが必要です。

今年度は、ICT環境の整備として、電子黒板の整備と校務用パソコンの増設を重点的に行うようにしております。

また、教職員のICT活用、指導力を向上させるために、ICT研究指定校による研究の成果を発信するとともに、教育情報化推進支援員の派遣及び情報教育に係る研修会を行います。

最後に、4点目になりますが、「中央公民館の活性化」についてでございます。昭和26年の開館以来、多くの市民の社会教育の場として親しまれ、本市の社会教育行政の中心的な役割を担ってきた中央公民館ですが、長引く不況の中、公民館事業の縮小や生涯学習サークルの衰退化、利用者の高齢化などにより、年々稼働率が低下しております。

また、市民ニーズの多様化、高度化、社会的要請の拡大など、公民館を取り巻く環境の変化によりまして、これまでの運営方法では対応しきれない場面も出てまいりました。

これらの状況を踏まえ、中央公民館を利用する生涯学習サークルの活動支援として、その使用料を減額すること、施設の利用受付を2か月前から6か月前に変更し、利用者の利便性を図ること、民間社会教育事業者との連携により、市民ニーズに応えていくことなど、社会教育施設であると同時に中心市街地に立地する文化の複合施設内に併設されている強みを活かしながら、中央公民館の活性化を図っていくというものでございます。

次に、この点検・評価のスケジュールについて簡単に説明をさせていただきます。

資料の3番目の項目になりますが、平成26年度のスケジュールをご覧いただけますでしょうか。

今回、点検・評価の実施事業を決定をしていただけましたら、9月末までに事務局でその事業についての一次評価を行いまして、教育委員会の方に報告させていただきます。10月には外部の学識経験者の方を点検・評価委員として選任、委嘱をいたしまして、ご意見をいただくことになっております。

その後、11月には教育委員会としての評価を決定をしていただきまして、12月に議会で報告をいたしますとともに、ホームページに掲載いたしまして、市民の皆様へ公表するスケジュールとなっております。説明は以上でございます。

谷委員長

このことについての質疑等はございませんか。

西森委員

1番目の学力向上対策について質問させていただきたいと思っております。

昨年質問させていただいた記憶があるんですが、昨年はずっと続いた学力向上対策が無くなったということで、学力向上対策が、第二ステージと言いますか、ある程度の成果があったので、個別のパーツの方に行くというお話で、チャレンジ塾とか就学前教育の推進とかいうところに、細かい論点に入れるぐらいにある程度一定成果を挙げたので、一旦学力向上対策は、このくくりからは外れたというご説明を受けた記憶があります。

それで、今のご説明だと、ステージをもう1回下げるといふか、上げるといふか分かりませんが、違う視点から、確かにやっぱりチャレンジ塾もある、中学校のこともある、保・幼・小もやっている。それで、それをもう1回総合的な見方で学力向上対策として点検するというような意味合いのご説明を受けたと思うんですけど、平成25年度だけがなくて、復活している形になるので、この流れについてもう少しご説明いただきたいと思っております。

土居教育次長

ご指摘のとおり、昨年度に一定、その全体を見るという部分についての点検・評価ということで、まとめるということで、平成24年度にさせていただきました。

昨年度は、学力向上対策のいわゆる支えになるというか、土台になる部分の就学前ですとか、チャレンジ塾とかをやらせていただいたところでございますが、平成 25 年度の学力状況調査の結果等を踏まえて、当初、第一ステージでプランニングしていた部分については、一定、先程ご参考にさせていただいたような形で、その流れとして、チャレンジも、保・幼・小もあったわけでございますけれども、点検させていただきました。

昨年度等の結果を踏まえた上で、再度、今の流れを確認しつつ、全体を見極めて、教育長の言葉で言えば、持続可能な、又は子どもたちの状態とか、学年の状態にぶれない形での学力向上対策というもののあり方について、見直す必要があるだろうということで、もう一度、この全体的な学力向上対策ということで、今回点検・評価に上げさせていただいております。

当然その中に、先程のチャレンジ塾とか就学前の取組も組み込まれるという形になると思いますけれども、一旦全体を見た上で、土台の部分を 25 年度にやり、更に第二ステージをやる間に全体像をもう一度見直しということで、今回復活させた、このようにご理解いただければと思います。

西森委員

はい、ありがとうございました。

谷委員長

その他にありませんか。

よろしいですか。生徒指導の充実、中央公民館の活性化、情報化もそうですが、順にこの会で報告があって、点検されていくということですが。

それでは他にご意見ないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 35 号「平成 26 年度教育委員会事務の点検・評価について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

それでは、ご異議なしと認めます。よって、市教委第 35 号は原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第 444 回市議会定例会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡でございます。資料 2 枚目の平成 26 年 6 月市議会定例会提出議案一覧をご覧くださいませでしょうか。

それでは、6 月市議会定例会に提案いたしました議案の内容につきまして、ご報告をさせていただきます。

6 月 10 日付けで教育長専決を受けまして、今議会に提案しております教育委員会の議案は、予算外議案の新図書館等複合施設整備業務委託契約の一部変更議案 1 件でございます。

内容につきましては、建築主体工事の落札額の決定に伴いまして、県市間の新図書館等複合施設整備業務委託契約の契約額を、66 億 6,219 万 5 千円から、3 億 9,976 万 3 千円減額をいたしまして、62 億 6,243 万 2 千円に減額変更する一部変更議案を提出したものでございます。

新図書館等複合施設に係る整備事業につきましては、新図書館等複合施設整備業務として、高知県に事業委託をしておりますことから、高知県において建築主体工事の入札を実施いたしました。

入札結果につきましては、資料の下の参考の方を参照していただければと思います。

本年 5 月 23 日に高知県におきまして、総合評価方式により落札業者を決定いたしました。入札の結果につきましては、大成建設株式会社、ミタニ建設工業株式会社、有限会社有生の三企業による特定建設工事共同企業体が、税込み 97 億 8,480 万円で落札をいたしました。

今後の工事スケジュールにつきましては、この7月に契約と工事の着工になりまして、平成28年8月に竣工を予定しております。

その後、両図書館の引越しや科学館の展示工事等を行いまして平成28年度中の開館を目指してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

谷委員長

はい。この件について質疑等はございませんか。

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、次に「平成26年6月市議会個人質問概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡でございます。

資料3枚目、平成26年6月議会個人質問概要、教育委員会関係と書きました資料をご覧くださいませでしょうか。

6月18日から23日の期間で行われました市議会定例会個人質問におきましてなされました教育委員会に関わる質問の概要について、簡単にご説明をさせていただきます。

教育委員会関係は、質問議員18人中14人から41問の質問をいただきました。質問の主な内容でございますが、今議会が初めての答弁となりました谷教育委員長への質問が6問ございました。

主な内容につきましては、めざす子ども像と現状分析、課題解決に向けた取組、今後の抱負、防災教育にかける思いなど多岐に渡るご質問がございました。

その他では、全国学力・学習状況調査の結果に関すること、教育ジャーナル7月号の内容に関する感想、コミュニティスクールに関する質問、新図書館整備に関する質問などがございました。

なお、詳細につきましては、後程お手元の資料をご覧くださいければと思います。報告は以上でございます。

谷委員長

この件について、質疑等はございませんか。

西森委員

言葉の意味を教えてください。

反転授業という言葉の意味と、あと、『教育ジャーナル』というのは、何の話ですか。

土居教育次長

反転授業と申しますのは、今、いろいろな授業の形態がございますが、例えば映像で、その時間の中身というのを、15分なり20分くらいの形でまとめたものを、予習の形で子どもたちが見て、1時間の主な中身を得た上で、教室に入る。そこで、授業をする。ですから、45分とか50分の授業の中で、それを持った上で、子ども同士がディスカッションをしたりとか、そのことを更に発展させたりとか、更に必要なら教員が関わっていくというような形の授業形態というのを幾つかの学校でやっている経過がございます。これが反転授業と呼ばれているものでございます。

家においてパソコン上で見るとか、繰り返し見える施設的なものが整っていると、家庭でのバックアップが十分できているということが、一定前提となるというようなところもありますので、そのあたりをどのようにクリアしていくのかということもあって、そういう質問に対するお答えをしたというのが、反転授業でございます。

『教育ジャーナル』という教育誌ですが、本市を取材に来て、高知市の取組を12ページくらいにわたって取り上げてくださったというものでございます。

西森委員

そういうことなんですね。

谷委員長

奇跡の地という記事になっています。すごく保護者や子どもたちが努力して、教育委員会が支援して、高まっていったというような各学校の取組も含めて載っています。非常に反響があって、議会でも褒めていただきました。その取組に対して視察がその後すごくたくさんあって、その視察の方の感想が、こういうものだったということを教育長が議会で述べられましたけど、それも非常によかったです。

西森委員

教育長も『教育ジャーナル』に登場していますね。良く分かりました。

松原教育長

反転授業は、一部の小中学校でやっているところもあるんですけども、主に大学とか高校の授業形態です。

谷委員長

大学から生まれてきたものですね。

西森委員

保・幼・小の連携も割と好感的な取組という感じの反応ですね。

松原教育長

そうです。これも高知の取組がずっと載っているんです。

西森委員

これも高知の特集号なんですね。凄いですね。

谷委員長

今までに何回か載っていますね。

松原教育長

国の方も高知の幼児教育というか、保・幼・小の連携にすごく興味を持っています。今国の方の委員にも高知市の班長がなっているという状況でして、結構反響もあります。

西森委員

今、全国的に見て、チャレンジ塾と、この保・幼・小と、学力の向上という3つがあるというのがトレンドという感じですか。

松原教育長

そうですね。

谷委員長

いい方向にしてくれたら良いと思います。他にはよろしいですか。

山本委員

コミュニティスクールに取り組んでいるところがいくつかあると思うんですけども、今の現況が何か分かれば教えていただきたいと思います。

教育政策課教育企画監

教育政策課の和田でございます。

コミュニティスクールですけども、本年度から正式に6校が取り組んでいます。潮江中、愛宕中、行川小・中、土佐山小・中ということで、この6校につきましては、平成24年度から導入に向けた研究ということで、2年間指定させていただいて、研究を進めた上で導入しています。

それぞれ年間6回から7回程度の会を開催しまして、その中で、私どもその会に出席させてもらいまして、今のところ第1回目がすべての学校が終わったところで、まず学校長の方から本年度の経営方針について説明、そして担当の部署から説明があって、それを承認するということで1回目は終わっています。

第2回目につきましては、4月から6月くらいまでの取組とか、授業研究でありますとかいったものを説明した上で、一定説明したものに沿っているかどうかというところをご意見いただくとい

う形で、とにかく学校運営に参画していただくというスタイルで、年間6，7回継続していくという事で今取り組んでおります。以上です。

谷委員長

よろしいですか。他にはありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは次に「平成27年度学校給食調理業務民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について」、事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

はい、教育環境支援課の森でございます。

平成27年度の学校給食調理業務民間委託実施予定校について報告させていただきます。本件につきましては、議会前の定例教育委員会におきまして、実施予定校の決定を議決するものでございますが、学校、保護者への説明を優先させるため5月に教育長専決とし、学校、保護者への説明会通知後の定例教育委員会、今回の教育委員会で報告するものとなっております。

では説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず学校給食の民間委託の経過について簡単にご説明いたします。

高知市の学校給食調理業務民間委託につきましては、平成20年3月に策定されましたアウトソーシング推進計画に基づき実施しております。

平成21年4月から潮江東小学校での試行を行い、その検証結果を基に民間委託の対象校となる3つの条件を定めました。

①保健所の営業許可が取得可能である。②真空冷却機が設置されている。③栄養教諭あるいは学校栄養職員が配置されている。この3つの条件に付きまして、平成23年度から基本的に年度ごとに2校の新規民間委託をしております。

本年4月時点での対象学校は14学校となっております。

これまでに、高知市を東西南北の4つのブロックに分けまして、平成23年度は南ブロックの潮江東小、長浜小、横浜新町小、平成24年度は北ブロックの初月小、泉野小、鏡学校給食センター、平成25年度は東ブロックの昭和 small、高須小、平成26年度は東ブロックの江陽小・城東中1組、大津小・大津中1組この10学校で実施しております。

次に平成27年度民間委託実施予定校についてご説明いたします。

民間委託の対象が14学校ございまして、そのうち10学校が民間委託となっており、残りは4学校となっております。

本来は西ブロックである朝倉小、朝倉第二小を対象にすべきところでしたが、朝倉第二小の学校栄養職員が、平成24年度から育児休暇中ございまして、朝倉小、朝倉第二小を除きまして、平成27年度は残りの一宮小、神田小について民間委託の実施をしたいと考えております。

続きまして3番、新規実施予定校の保護者への説明会等につきましてご説明いたします。

各校の学校長、PTA役員、教職員への説明を行いました後、保護者対象の説明会を資料の日程で開催いたしました。

まず、説明会につきまして、6月3日には一宮小学校PTA役員を対象に行いまして、11名の参加がございました。

学校全体の保護者説明会は7月8日に行うこととなっております。

また、神田小学校のPTA役員対象の説明会は、5月28日に行いまして、12名の参加がございました。学校全体の保護者の説明会は、6月20日の金曜日に参観日と併せて行いまして、こちらは参加者の方はございませんでした。

P T A役員会で出された主なご意見、ご質問といたしましては、民間委託導入の目的、業者の選定方法、あるいは食物アレルギーへの対応等に関するものでございました。

それぞれこれまでの経過と現状をご説明いたしましてご理解をいただいたところでございます。また保護者の方々からいただいたご意見につきましては、できる限り給食調理業務委託の仕様書に盛り込んでいきたいと考えております。

最後に、4番、その他といたしまして、予算についてでございます。この委託業務が平成27年4月からの実施となりますので、予算案を平成26年9月市議会定例会に提出させていただきたいと考えております。報告は以上でございます。

谷委員長

この件について質疑等はございませんか。

西森委員

すみません、2点あります。

1点目ですが、もう最近はおおむね反対意見等もない、また聞かれないという理解でよろしいでしょうかという点が1点と、あと、本県のみではないんですけど、アレルギー対策について、非常にやはり神経質になる問題だと思うんですけど、今具体的にはどういう対策を取られているのかとか、あと、委託の場合に何か特に配慮されている点があるかとか、そのあたりを教えていただけますか。

教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。

まず1点目の反対意見等がないかというご意見でございますが、説明会等において、反対等の意見は全くございません。

保護者の方々からのご意見をお聞きしておりますと、保護者同士の間で民間委託についていい評判が流れているみたいですし、民間委託にさせていただいてありがたいというようにいい評価を聞いております。今の反対の評価はございません。

続きましてアレルギー対応についてでございます。アレルギー対応につきまして、何を根拠にアレルギー対応を行うかということが一つ重要になってくると思います。

保護者の判断であるとか、重要性とそれに、嗜好というものも含まれてまいりますので、高知市といたしましては、医師が出す診断書、指示書に基づいてアレルギー対応をいたします。

医師の方から、アレルギー源はこれで、こういうものに対しては、対策を取りなさいという診断書の方を出していただいております。

その診断書を基に、学校の職員、栄養士あるいは養護教諭等が保護者の方と確認をいたします。例えば、来月の献立に、卵を除去の子どもがいたとして、卵の献立があったとすると、学校の職員が保護者の方に、この日の献立はどうしますかと、除去をしますか、それとも代替りのものを学校へ持ってきますかという感じで、一品、一品確認をいたします。

その確認をもって、学校の職員は調理員の方に、その日の調理について指示を出します。この日は除去をします、あるいはこの日は代替りのものを持ってきます、この日はこういう対応をしますということで、確実に調理員の方に伝えます。

調理員は、その指示に基づきまして、確実な調理を行います。確実な調理は行われるんですが、その調理したものが、確実に対象の児童のもとに届くかどうかの問題ですので、調理員は、調理されたものを、これはアレルギー対応のものであるとわかるように札を付けたり、あるいはお盆に載せたり、別のところに置いたり、各校によって対応はそれぞれですが、分かるようにいたします。

それを給食当番が対象の児童のもとに持って行くのか、対象の児童が取りに行くのか、これも学校によって少し違いますが、間違いなく対象の児童のもとに届けられる。

それで、学級担任は、その日の献立表が出て、その次に献立表が出ておりますので、献立表で今日はこの児童は卵を除く日であるという様なことを毎日確認して、その日の朝にも確認して、当人

と確認して、今日は卵を除いたものを食べるということを確認して、二重三重のチェックをしてアレルギー対応をするようにしております。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

谷委員長

全部でアレルギー対応をする児童は何人くらいいるのですか。

教育環境支援課長

児童数の約2%くらいでして、300人くらいだと思います。その中に特に重篤な児童が、もう全く食べられない、調味料も駄目だというような児童が10人程度おりまして、この場合は、お弁当を家庭から持参するというような対応をしております。

松原教育長

誤って食べてしまった時の、子どもへの対応ですが、例えば、エピペン注射とかは、皆がきちんとできるようにはなっているんですか。

教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。

誤食をした時に、症状がどこで出るのか、教室内で出るのか、廊下で出るのか、運動場で出るのか全く分からない場合があります。それで、アレルギー対応が必要な児童がいる学校につきましては、教職員全てがそのような場面に遭遇した時に、どういう処置をとるのかということについて、マニュアルを作り、それから対応する訓練をしております。

また、今出ましたエピペン使用の子どもにつきましては、症状が出た場合に、すぐに打つ必要がございますので、その子がエピペンをどこに持っているのかをすべて教職員は把握するようにしています。そして一人はその子の介抱に向かい、一人は家庭へ連絡し、一人はエピペンを対応するか、多種の対応が必要になってきますので、それについては、各学校では確認を取り、確実な対応ができるようになっております。

谷委員長

やはり恐ろしくてやれないというとまどいがないように、マニュアル化をある程度しておくことは大事だと思います。また、校内研修とかはしていますか。

教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。

高須小学校等では、消防署の職員を招きまして、エピペン対応や病院までの搬送をシミュレートしており、教職員がアレルギーの症状が出た子どもの役をして、他の教職員が具体的に教室、学校の中でどのように動くのかをも含めて訓練をしております。

谷委員長

市内でエピペンの必要な子どもは何人くらいですか。

教育環境支援課長

エピペンの必要な子どもは、年々2、3人増加しておりまして、正確な数字は、30人前後だったと思っております。

谷委員長

高須小学校だけではなくて、他の学校も校内研修を実際にやらないと、なかなか話だけを聞いたとしても、実際の場になった時に、命を救う対応をしなければいけないと思うので、是非一層充実させていただくことをお願いします。

松原教育長

アレルギー対応のチェックポイントですが、例えば、一人の先生が、対応が抜かった時に、それを他の先生がいろんな形でチェックできる態勢があるだろうと思いますが、そこらあたりを具体的に説明していただけますか。

教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。

先程申し上げたとおり、栄養教諭、養護教諭、調理員、それから学級担任が全て二重三重のチェックはしておるようにはしておりますが、例えば担任にいたしましても急に休む時があり、その場に居合わせない時もございます。

その為に、どの教員が教室に入っても分かるように、その日の献立の除去食等については、一目でわかるように、教室の前方に掲示しておくとか、共通の表示の仕方をしていまして、急に誰が入っても、誰がどういう対応しなくてはいけないかというような事は、全教職員で理解できるようにしております。

西森委員

子どもたちのアレルギーに対する理解というのは、やはり折に触れて教育されているということですか。

教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。

アレルギー対応につきまして、周りのものがいくら気を付けましても、本人が一番気を付けなくてははいけませんし、学校を卒業して社会に出た後に、自分で気を付けなければいけない部分がございます。

どこまで周りのものが手助けをするのか、本人の自覚を育てていくのか、そこはなかなか難しいところございまして、保護者との確認を取りながら、本人に任せる部分、あるいは周りが確認する部分というのは、見極めていかなくてはいけないだろうと思っております。

小学校の中学年から高学年になりましたら、自分で食べれるものと食べれないものについては、自覚して行動すべきところだと思いますので、見守る姿勢で、あるいは担任がチェックする姿勢でいかなくてはならないと考えております。

西森委員

あと、やはりいろんな子どもがいると思うんですが、自分が小さい時にアレルギーに対する理解というか、あまりアレルギーについて教わったことがなかったものですから、特に牛乳を飲まない子どもがいたら、牛乳が嫌い飲まないのわがままだというような事を子ども同士が誤解していたこともあったように思います。

それで、先程のアレルギーの子どもへの対応を掲示しておくというのは、私はすごくいい防止方法だと思います。アレルギーは体質の問題なので未然に防げばなんということはないことだから、皆で情報を共有すればいいというような合理的な理解が他の子どもたちに浸透すればいいと思ひまして、質問させていただきました。

谷委員長

他にはよろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

署 名

委員 長

2 番 委員
